

2020年11月26日

産業保健看護専門家制度における実地単位認定の要件

【基本要件】

1. 実地研修に該当するもの
 - 1) 企業等の訪問・見学等、職場の現状を学べるプログラムであること
 - 2) 座学のみでなく実習・演習を含んだプログラムであること
2. 1単位中の実地認定の時間的要件
申請された単位時間のうち、実地に該当する内容が半分以上を占めること

【新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴う暫定措置としての Web 開催の場合の要件】

(本措置の対象：2022年2月末まで開催分)

下記の事例に沿って開催し、主催者へのレポート提出と確認があること(この場合、通常1単位60～90分のところ、30～60分1単位として認める)

1. 企業等のオンライン見学
 - 1) 学習課題に関する動画や映像の視聴(オンデマンド視聴可)
 - 2) オンライン上のグループワークやディスカッション
 - 3) グループワーク等による成果のオンラインでの共有または主催者による確認(レポート提出等)
2. 課題・事例についてのオンライン演習(グループワーク・個人ワーク)
 - 1) 動画や映像、資料を用いた学習課題の提供(オンデマンド視聴可)
 - 2) 課題に対するオンラインでのグループワークまたは個人ワークの実施
 - 3) グループワーク等による成果のオンラインでの共有または主催者による確認(レポート提出等)
3. PCや測定機器等の機材を使ったオンライン実習
 - 1) 動画や映像、資料を用いた学習課題の提供(オンデマンド視聴可)
 - 2) 課題に対するオンラインでのグループワークまたは個人ワークの実施
 - 3) グループワーク等による成果のオンラインでの共有または主催者による確認(レポート提出等)

以上